



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 松井正義
編集責任者 伊藤隆夫

2013年
9月27日
NO. 20

ダイジェスト版

1人の悩み
職場の不満、
みんなで解決
国労で
HP <http://www.e-nru.com>

9月26日
第1回交渉
スタート!

「労働条件に関する協約」
申1号改訂についての申し入れ

要求は組合員の切実な声である!

会社は真摯な議論を!

国労東日本は9月26日、第27回定期大会の決定を踏まえJR東日本会社に提出していた『労働条件に関する協約』改訂について』の、交渉が各地方参加の中で始まりました。(詳細は業務連絡報にて) 第1回交渉の内容は、以下の通りです。

《基本要 求》

1. 協約の締結にあたっては、2006年11月の包括的一括和解の趣旨に基づき、具体的諸課題の是正・改善を図ることはもとより、健全かつ正常な労使関係を構築し持続的発展に努めること。

回答：平成18年11月の和解の趣旨は、労使関係の健全な発展に努めるというものであり、会社も取り組んでいる。

2. 会社は和解の趣旨からも複数労働組合が存在することを認め、公平・公正な人事・労務管理に徹すること。また、そのことについて支社および職場末端まで周知徹底をその章任において図ること。

回答：会社は、社員の任用にあたり、就業規則等に則り公平・公正に行っている。

3. この協約の有効期間は一年とすること。

回答：労働条件に関する協約については期間の定めのない協約として取り扱う。

《具体的要 求》

「第1章 人事」に関して

1. 第3条 任用の基準については、基本要 求に沿って労使協議の事項とし、公正・厳格な運用を徹底すること。

回答：「労使間の取扱いに関する協約（平成24年10月1日締結）」に則り取り扱う。

「第2章 休職」に関して

1. 介護休職の取扱いの休職期間については、要介護者の状態を踏まえ、必要な期間とすること。

2. 自己都合休職については、本人の身体の状態を考慮し、期間の延長を認めること。

回答：現行の制度で妥当と考えており、変更する考えはない。

国労 一括和解の趣旨の再徹底を!
和解の精神については変わらない! 会社